

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u> とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u> とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u> とする。 (国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u> を超える場合には、<u>52万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u> を超える場合には、<u>17万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u> を超える場合には、<u>16万円</u> ）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 附 則 1～4 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u> とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u> とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u> とする。 (国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>51万円</u> を超える場合には、<u>51万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u> を超える場合には、<u>16万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u> を超える場合には、<u>14万円</u> ）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 附 則 1～4 (略)

(上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」とする。 6・7 (略)	(上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 6・7 (略)
<u>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	<u>(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 <u>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

<u>る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>10</u> (略) <u>11</u>・<u>12</u>	<u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> <u>10</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 <u>11</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 <u>12</u> (略) <u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> <u>13</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 <u>14</u>・<u>15</u> (略)
---	---

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日

(2) 附則第5項の改正規定、附則第8項及び附則第9項の改正規定、附則第10項の見出し並びに同項及び附則第11項を削る改正規定、附則第

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

<u>12項を附則第10項とする改正規定，附則第13項を削る改正規定，附則第14項を附則第11項とする改正規定，附則第15項を附則第12項とする改正規定，附則第16項を附則第13項とする改正規定並びに附則第17項を削る改正規定 平成29年 1 月 1 日</u> <u>(適用区分)</u> <u>2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は，平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成27年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。</u>	
--	--